

議案第22号

つくば市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成31年2月18日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

つくば市行政財産使用料条例（平成20年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、別表」を「、別表第1及び別表第2」に、「同表」を「別表第1及び別表第2の」に改める。

第3条第1項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に、「同表」を「別表第1及び別表第2の」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第2に掲げる行政財産を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

(1) 主として次に掲げる者で市内に居住するものを構成員とする団体が使用する  
とき。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体

障害者手帳の交付を受けている者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 65歳以上の者

(2) 次に掲げる団体が主催する事業のために使用する場合であって当該事業が公益に資すると認められるとき。

ア 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

イ 公益社団法人つくば市シルバー人材センター

ウ 公益財団法人つくば文化振興財団

エ 一般社団法人つくば観光コンベンション協会

オ 一般財団法人つくば都市交通センター

カ 一般財団法人つくば市国際交流協会

キ その他規則で定める団体

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

使用の区分	期間	使用料の額
会議室1	30分	300円
会議室2	30分	200円
会議室3	30分	200円
会議室4	30分	100円
会議室5	30分	100円
会議室6	30分	100円

備考 この表において「会議室」とは、つくば市役所コミュニティ棟1階の会議

室をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(つくば市筑波山おもてなし館条例の一部改正)

- 2 つくば市筑波山おもてなし館条例（平成26年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

## つくば市行政財産使用料条例（平成20年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （使用料の額等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>別表第1及び別表第2</u>の使用の区分欄に掲げる行政財産の使用については、それぞれ<u>別表第1及び別表第2</u>の使用料の額欄に掲げる使用料の額によるものとし、つくば市道路占用料条例（平成10年つくば市条例第27号）別表占用物件の欄に掲げるものを設けるために行政財産の使用の許可を受けた者については、同条例の例により算定した使用料の額によるものとする。</p> <p>第3条 使用料は、年額によるものとする。ただし、<u>別表第1及び別表第2</u>の使用の区分欄に掲げる行政財産の使用については、それぞれ<u>別表第1及び別表第2</u>の期間欄に掲げる期間によるものとする。</p> <p>2-5（略）</p> <p>第4条（略） （使用料の減免）</p> <p>第5条（略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第2に掲げる行政財産を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 主として次に掲げる者で市内に居住するものを構成員とする団体が使用する</u> <u>とき。</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体</u></p>	<p>第1条（略） （使用料の額等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>別表</u>の使用の区分欄に掲げる行政財産の使用については、それぞれ<u>同表</u>使用料の額欄に掲げる使用料の額によるものとし、つくば市道路占用料条例（平成10年つくば市条例第27号）別表占用物件の欄に掲げるものを設けるために行政財産の使用の許可を受けた者については、同条例の例により算定した使用料の額によるものとする。</p> <p>第3条 使用料は、年額によるものとする。ただし、<u>別表</u>の使用の区分欄に掲げる行政財産の使用については、それぞれ<u>同表</u>の期間欄に掲げる期間によるものとする。</p> <p>2-5（略）</p> <p>第4条（略） （使用料の減免）</p> <p>第5条（略）</p>

障害者手帳の交付を受けている者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 65歳以上の者

(2) 次に掲げる団体が主催する事業のために使用する場合であって当該事業が公益に資すると認められるとき。

ア 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

イ 公益社団法人つくば市シルバー人材センター

ウ 公益財団法人つくば文化振興財団

エ 一般社団法人つくば観光コンベンション協会

オ 一般財団法人つくば都市交通センター

カ 一般財団法人つくば市国際交流協会

キ その他規則で定める団体

第6条・第7条（略）

附則（略）

別表第1（第2条関係）

使用の区分	期間	単位	使用料の額
自動販売機の設置	1年	1台	10,280円
自動現金預払設備の建物外への設置	1年	1基	12,000円
建物取付携帯電話等無線通信基地局類の設置	1年	1基	1,020円

第6条・第7条（略）

附則（略）

別表（第2条関係）

使用の区分	期間	単位	使用料の額
自動販売機の設置	1年	1台	10,280円
自動現金預払設備の建物外への設置	1年	1基	12,000円
建物取付携帯電話等無線通信基地局類の設置	1年	1基	1,020円

営業を目的とする写真撮影	1日	1件	5,400円
営業を目的とする映画等撮影	1日	1件	10,800円

営業を目的とする写真撮影	1日	1件	5,400円
営業を目的とする映画等撮影	1日	1件	10,800円

別表第2 (第2条関係)

使用の区分	期間	使用料の額
会議室 1	30分	300円
会議室 2	30分	200円
会議室 3	30分	200円
会議室 4	30分	100円
会議室 5	30分	100円
会議室 6	30分	100円

備考 この表において「会議室」とは、つくば市役所コミュニティ棟1階の会議室をいう。

## つくば市筑波山おもてなし館条例（平成26年つくば市条例第66号）新旧対照表

## （附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>第1条－第5条（略） （使用料）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 つくば市行政財産使用料条例<u>第5条第1項</u>の規定は、第1項の使用料の減免について準用する。</p> <p>4（略）</p> <p>第7条（以下略）</p>	<p>第1条－第5条（略） （使用料）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 つくば市行政財産使用料条例<u>第5条</u>の規定は、第1項の使用料の減免について準用する。</p> <p>4（略）</p> <p>第7条（以下略）</p>